

## 議 事 日 程 （第 1 号）

令和 6 年 6 月 14 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 例月出納検査結果報告  
日程第 4 令和 5 年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について  
日程第 5 令和 5 年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について  
日程第 6 議員派遣の件  
日程第 7 一般質問  
日程第 8 議案第 32 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について  
日程第 9 議案第 33 号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について  
日程第 10 議案第 34 号 東白川村税条例の一部を改正する条例について  
日程第 11 議案第 35 号 令和 6 年度東白川村一般会計補正予算（第 2 号）  
日程第 12 議案第 36 号 令和 6 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 13 議案第 37 号 令和 6 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 14 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

---

### 出席議員（7 名）

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	神 戸 誠	総 務 課 長	河 田 孝
村 民 課 長	安 江 透 雄	村 民 課 課 長	安 江 由 次
産 業 振 興 課 長	伊 藤 秀 人	地 域 振 興 課 長	今 井 信 和
建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹	教 育 課 長	村 雲 修
教 育 課 課 長	渡 辺 泰 司	保 健 福 祉 課 長	安 江 修 治
保 健 福 祉 課 課 長	桂 川 のぞみ	診 療 所 事 務 局 長	安 江 輝 彦
会 計 管 理 者	安 江 真 紀 子	監 査 委 員	安 江 裕 尚

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
書 記 今 井 恭 兵

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美和君）

ただいまから令和6年第2回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、5番 今井美道さん、6番 桂川一喜さんを指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（今井美和君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの6日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（今井美和君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚さん。

○監査委員（安江裕尚君）

令和6年6月14日、東白川村議会議長 今井美和様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく桂川一喜。

例月出納検査結果報告。

令和6年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和6年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和6年3月27日、4月22日及び5月23日。

3. 検査の結果 令和6年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

○議長（今井美和君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

◎令和5年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（今井美和君）

日程第4、令和5年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江真紀子さん。

○会計管理者（安江真紀子君）

令和6年6月14日、東白川村議会議長 今井美和様。東白川村長。

令和5年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により令和5年度東白川村繰越明許費を繰越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件については、3月・4月議会に提出しました補正予算の中で議決をいただいているところですが、今回改めまして財源を含めて報告させていただくものです。

次のページを御覧ください。

令和5年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計。

2款3項、事業名、戸籍電算化システム運営事業、金額1,212万1,000円、翌年度繰越額389万4,000円、国庫支出金389万4,000円。これは、戸籍の振り仮名表記に対応するためのシステム改修費です。

同じく2款3項、住民情報処理費、金額903万円、翌年度繰越額806万9,000円、国庫支出金806万8,000円、一般財源1,000円。これは、マイナンバーカードの氏名ローマ字表記に対応するためのシステム改修費です。

3款1項、【重点支援】低所得世帯支援給付金事業、金額1,737万6,000円、翌年度繰越額75万円、国庫支出金75万円。これは、令和5年度住民税非課税世帯給付金の対象となった世帯の子供1人に

つき5万円を追加給付するものです。

同じく3款1項、【重点支援】低所得世帯支援給付金事業（均等割のみ課税世帯）、金額757万2,000円、翌年度繰越額579万円、国庫支出金575万円、一般財源4万円。これは、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯10万円、子供1人につき5万円を加算して給付するものです。

次に、4款1項、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額616万8,000円、翌年度繰越額25万円、国庫支出金24万9,000円、一般財源1,000円。これは、新型コロナウイルスワクチン接種で、村外で接種された方の負担分を支払うものです。

次に、8款2項、事業名、道路橋梁維持事業、金額5,540万4,000円、翌年度繰越額820万円、一般財源820万円。これは、大沢柏本線排水側溝修繕工事費及び補償費です。

同じく8款2項、交通安全対策（通学路緊急対策）事業、金額5,947万3,000円、翌年度繰越額2,928万2,000円、国庫支出金1,800万2,000円、村債840万円、一般財源288万円。これは、木屋下線道路改良工事負担金に係るものです。

計は省略させていただきます。

令和6年6月14日提出、東白川村長。以上となります。

#### ○議長（今井美和君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和5年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ◎令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

#### ○議長（今井美和君）

日程第5、令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江真紀子さん。

#### ○会計管理者（安江真紀子君）

令和6年6月14日、東白川村議会議長 今井美和様。東白川村長。

令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

次のページを御覧ください。

令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

4款1項、事業名、配水設備改良費（令和5年度機器更新工事（その2））、予算計上額4,600

万9,000円、翌年度繰越額4,600万9,000円、県補助金1,142万4,000円、企業債2,284万8,000円、自己財源1,173万7,000円。これは、柏本加圧ポンプ場の機器更新工事によるものです。

同じく配水設備改良費（令和5年度生活基盤近代化事業調査設計委託業務（その2））、予算計上額634万7,000円、翌年度繰越額634万7,000円、県補助金157万6,000円、企業債315万2,000円、自己財源161万9,000円。これは、大沢配水ポンプ場の設計業務委託費です。

同じく配水設備改良費（大沢柏本線水道管布設替工事）、予算計上額220万円、翌年度繰越額220万円、補償金220万円。これは、道路工事に伴う水道管の布設工事によるものです。

計は省略させていただきます。

令和6年6月14日提出、東白川村長。以上となります。

#### ○議長（今井美和君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ◎議員派遣の件

#### ○議長（今井美和君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江健二さん。

#### ○議会運営委員長（安江健二君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

以下、派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で説明をいたします。

1番、白川茶農業協同組合連合会総会、産業振興に資する。白川町、令和6年6月18日、樋口春市議員。

2. 「日本で最も美しい村」連合総会、他市町村との交流及び議員の研さんに資する。福岡県、令和6年6月27日から29日まで、安保泰男議員。

3. 濃飛横断自動車道事業促進期成同盟会総会、濃飛横断自動車道合同促進大会、産業の活性化に資する。はなのき会館、令和6年7月8日、安江健二。

以下1から12につきましては、既に議長決裁によって議員を派遣しておりますので、お手元の資料を御確認ください。以上です。

#### ○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分については承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

---

### ◎一般質問

#### ○議長（今井美和君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

6番 桂川一喜さん。

[6番 桂川一喜君 一般質問]

#### ○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一問一答方式にて、美しい村づくり政策についての質問を行いたいと思います。

東白川村は、「日本で最も美しい村」連合への加盟が象徴するように、政策として美しい村づくりに力を入れています。地域活動の一環としての環境整備は、連合加盟以前より行われており、村民の景観維持意識を含んだ環境意識はそれなりに高いものであったと思います。そこに美しい村づくり政策を行うことによって、その環境に対する意識が目に見える形となって、村民の共通意識であることを改めてイメージづけることに一定の役割を果たしたのだと感じております。

連合加盟のためには一定の税金が使われています。それと同時に、村が景観維持活動を行ったり支援したりすることにも税金が使われています。

そこで、質問に入ります。

連合加盟への費用、連合の活動に参加するための費用などもその中に含まれていると思いますが、景観維持や環境維持に関する宣伝費用や啓蒙費用について御説明ください。

**○議長（今井美和君）**

総務課長 河田孝さん。

**○総務課長（河田 孝君）**

桂川議員の御質問にお答えをします。

「日本で最も美しい村」連合への加盟につきましては、平成23年10月8日、その年の総会の会場であった北海道赤井川村において45番目の加盟町村として連合加盟が承認され、本年で13年目を迎えます。折しも本年は5年に1度の更新審査の年となっており、この9月には連合から再審査を受けることとなっております。

御質問の連合に加盟をしていることで発生する費用につきましては、経常的に負担している連合加盟負担金が今年度の場合は予算ベースで38万8,000円、これは再審査負担金10万円を含めたものでございます。

なお、東京事務所負担金が前年度より10万円アップをしています。また、東京事務所に置く事務局職員雇用負担金が7万6,000円ほどかかっております。その他の負担金として、議員さんにも御出席を賜っております総会等参加負担金は、毎年会場が替わるため年によって違いますけれども、6年度の場合は福岡県となり、18万円としています。その他旅費につきましては、総会への参加に加え、担当者の東京等における会議や研修、長野県加盟町村との合同物産販売の出張などを加え、30万9,000円を予算化しています。

御質問にあった景観維持のための費用につきましては、五加大沢の白川茶発祥の地の周辺の景観整備に50万円を予算化しています。また、宣伝費用や啓蒙費用との御質問でございましたが、大きく宣伝費用としては予算は立てていませんが、例えば村の入り口に立てている連合加盟の看板の土地代やのぼり旗作成のための補助金などは、広い意味で宣伝費用となると考えています。令和6年度、美しい村に係る予算は全体で164万2,000円としています。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

**○議長（今井美和君）**

6番。

**○6番（桂川一喜君）**

ただいまの中に、景観維持そのものの50万というのを答えていただきましたが、まずは宣伝費用であったり、啓蒙費用の部分をちょっとお伺いしたかったというのもありましたので、あれですけど、連合加盟の、最初議会でそれこそ今から10年以上前になりますけれども、最初にお願いされたときには、大体12万円ぐらいで済むからぜひともこの加盟に協力させてくれということで始まりました。その効果はその時点では分かっていないものでありましたから、それに対して多くなっていることが、この時点で是非を問うつもりはなくて、12万円ぐらいだったらいいだろうという判断の中で始まったものが、これだけ大きな予算になってきたということは、一定の効果が住民、そして

行政、そして議会のほうも、ある程度認めることができたがゆえに、この金額になっているものではないかとちょっと推測しております。

後の質問の中で、またその金額についての是非を聞いていきたいと思いますので、続いて第2の質問のほうに移りたいと思います。

景観を維持するための直接的な支出について御説明くださいという質問がありましたので、先ほど蟠龍寺の跡の50万はそちらのほうに値するかと思います。その際に、村が業務依頼として業者等へ払っているものと、それから一般村民の力を借りて行う活動への補助という部分については、それぞれ分けて説明を願いたいと思います。

**○議長（今井美和君）**

総務課長 河田孝さん。

**○総務課長（河田 孝君）**

桂川議員の御質問にお答えします。

美しい村の景観を維持していくための直接的な支出についての御質問でございますけれども、日本で最も美しい村推進事業としましては、先ほどの質問にも答弁させていただきましたとおり、大沢地区の白川茶発祥の地周辺の環境整備について、村が委託をして環境整備を行う計画でございます。発祥の地の周辺は村の西の玄関口であり、村は美しい村連合への地域資源として白川茶文化で加盟をしていることもあり、この白川茶発祥の地周辺を村のお茶文化のシンボルゾーンとして守っていくため、業者と委託契約を結んで維持管理を実施するものでございます。

受託業者は東白川村労働者協同組合で、この5月30日に契約を締結いたしました。本来ならば、連合が提唱しているように生活の営みがあることを考慮すれば、お茶農家さんがお茶を生産し、茶園を守っていただくことが理想ですけれども、五加茶生産組合が解散をし、地権者の皆さんも生産をやめられたことで、今回このシンボルゾーンを守っていくため実施をするものでございます。予算は50万円を計上しています。

次に、村民の皆様が環境整備に係る補助金として実施しているものについては、建設環境課が窓口となりますけれども、河川景観整備補助金があります。これは、村民の皆様が自主的かつ主体的に行う河川等の自然景観を生かす活動に対して補助を行うもので、各自治会や河川愛護会等の団体を対象に補助をするものでございます。補助金は10分の10で、上限が15万円までとしています。使用用途については、労務費、人件費や燃料費、保険料等としています。また河川清掃については、ボランティア活動として村主催のものと観光協会主催のものとがそれぞれ年1回ずつ行われています。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

**○議長（今井美和君）**

6番。

**○6番（桂川一喜君）**

今、村のほうとして直接的に景観を維持するということで拾い出させていただきましたが、結果

として、今度景観が維持されているというような行政活動というのも実際には存在しておろうと思います。

そこで、その次の質問になりますけれども、そのほかにも別項目の支出であっても、効果としては景観維持に役立っていると思われる行政活動がもしあれば、御説明のほうをお願いします。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

桂川議員の御質問にお答えをします。

景観維持に役立っている事業として、その他の行政活動があるかどうかといった御質問でございますけれども、お答えになっているかどうかは分かりませんが、広い意味では空き家対策もその一つではないかと考えます。家を放置したままにしておけば、いずれ朽ちていきます。もちろん危険を回避することは空き家対策の大きな理由でございますが、空き家を放置することで景観を損なうといったことも十分に考えられます。人口が減って空き家ばかりが目立つようになれば、そこには活気も何も望めなくなるのではないのでしょうか。危険な状態の空き家は解体を進め、再利用可能な空き家は移住・定住事業で活用することも景観維持につながる活動というふうに考えます。

さらに、広い意味では農林業の振興施策も大切な環境整備であると考えています。例えば、農地に作物が生産されず荒廃してしまえば景観を損ねますし、山林についても同様です。そこに生産があり、生活の営みがあることは、ひいては環境維持につながるものというふうに考えてございます。

また、そのほかにも河川の景観を守っていくため、シルバー人材センターに委託して白川沿いの指定した場所を年2回整備を行う河川景観整備事業や、建設業者が黒川のトンネルから新大口橋までの間の道路沿いの除草などを行う環境整備、国・県道沿いの道路愛護活動であるロード・プレーヤー、商工会青年部と商工会土木建設部会が中心となって県からの委託を受けて行っているリバーサポーター、またボランティア活動としては、先ほどお話をしました河川清掃のほかにも、それぞれの集落にあっては年複数回の環境整備活動、年1回ではありますが役場職員も互助会である公友会で環境整備活動を行っており、こうした活動は全て景観維持に役立っている活動というふうに考えてございます。

[6番議員挙手]

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございます。

今、その他直接的ではないという説明を求めたわけですがけれども、シルバー人材における河川等の清掃であったり、ロード・プレーヤー、そしてリバーサポーター等は、結果的にさっき課長のほうからも環境整備というような言葉もありましたとおり、これはひよっとしたら直接的な美化活動の一環かもしれません。ただし、これは分類をそんなにとやかく言うつもりではなくて、最終的に、

今話を全体的に伺っておりますと、東白川におきましては産業活動であったり、ふだんの生活の中に自然的に、結果的に美しい村を維持するようなものにつながっているということ、目に見える形で行政のほうで表していただくと大体そういうことなのかなと、そんなふうにも受け取れました。

この後のもしかしたら答弁の中に、そのことに触れるような部分もあろうかと思っておりますので、引き続き次の質問をした後で、またいろんな考えを述べさせていただきたいと思っております。

これらの支出全てに関わったものについての費用対効果であるとか、村の景観維持や環境整備への効果というものに対する村のお考えのほうをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

桂川議員から、今まで説明してまいりました支出に対しての費用対効果、村の景観維持や環境整備への効果に対して御質問がございましたので、私の考えを申し述べさせていただきます。

議員御承知のとおり、本年度もツチノコイベントには2,000人を超える多数の参加者の皆様にお越しをいただきました。また、観光施設とも言えますクローチェへは村外からたくさんのお客様がお見えになっていると伺っております。こうした村外からお越しにいただいている皆様にお話を伺うと、東白川村のことについて、すばらしい風景だと、川も山も美しい、またぜひ来たいと、こういったうれしいお話をよくしていただきます。これはイベントの楽しさもさることながら、非日常体験と申しますか、ふだん味わえないような体験を求めてお越しになられるということで、そういったお言葉が出てくるというふうを考えております。

村には、いわゆる観光資源と呼べるようなものは特段ございませんが、しかしながら、先人たちが守り伝えたこの自然景観、これは費用対効果という言葉でははかれないほど、そういう意味での効果があると確信をしております。

平成23年に「日本で最も美しい村」連合に加盟する際に、前安江村長が行った美しい村宣言には、私たちは失ったら二度と取り戻すことのできないこの誇るべき自然環境を守り、慈しみ、後世に残し伝えていくため、NPO法人「日本で最も美しい村」連合加盟を機に日本で最も美しい村を宣言し、小さくてもきらっと輝くオンリーワンの山村を目指しますとあります。小さくてもきらっと輝くオンリーワンの山村として、この景観を守り残していくことが私たちの使命であると考えて今も施策を続けております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

前から費用対効果の話、以前にイベントのときの質問でもありましたけれども、村長がおっしゃる中に、村外者の方が本当に喜んでいただく、褒めていただく、これを僕らでもそうですけど、やっぱり褒めていただくのはうれしいことですが、果たして本当に税金を使って褒めていただくとい

うことが、本来の税金の使い方のゴールとして、これで満足し終えていいものかというところがどうしても疑問を感じるころの一つでもあります。

効果としては、はかりし切れないものがあるとは言われましたけれども、実は村外の人を喜ばせるというところまではいいんです。ただし、やっぱり東白川みたいなところは、最終的には経済的に成り立って生活が成り立っていくというのが最終的な住民の目標でもあろうかというか、それを支えるのが行政の最終目標でもあろうかと思しますので、今後の課題ですけれども、せつかくこれだけ美しい村が維持できているところを村外の方から褒めていただけるということであれば、それをどう経済に結びつけて、最終的に村民の生活の潤いにつなげていっていただくという本当は方向性を打ち出していきたいと。

これは言い放しではいけませんので、まずはそうじゃないよと。既にそれが経済効果のほうに移している施策もありますよということがもしあれば、御説明のほうをお願いしたいと思います。

**○議長（今井美和君）**

村長 今井俊郎さん。

**○村長（今井俊郎君）**

先ほどの答弁では、費用対効果のお話がずっと前に出ておりますけれども、今議員がおっしゃった褒めていただけるというその気持ちというのは、私は代表して受けておるわけですけど、村民の皆さんも、自分の村がみずぼらしい村で、村外の方々から、こんな村と言われるよりは絶対にうれしいはずでございますし、そのこと自体が経済的效果を生んでおり、また人口の減少に歯止めをかけているというふうに、これは具体的な数字で表せないところで感じているというところを御説明したかったという答弁でございます。

具体的にはここに数字はないわけですが、先ほど総務課長からお答えしたようないろんな施策をやりながら、東白川村を美しくてきれいで、そして小ぢんまりとしてきらっと光ると。こういった表現をするような村で残していきたいというのは、この美しい村連合の、美しい村事業の真髄であるというふうに考えております。

経済的效果については、先ほどちょっと総務課長も申し上げましたけど、空き家の問題であったり、あるいは農業の問題であったり、林業の問題であっても、そこで生産活動が行われて、そこでなりわいが行われていることによって維持されていくことが一番大事なことであって、何も大沢の場合は、五加茶生産組合が生産活動をやめられたので、ああいった形でシンボルゾーンとして守っていくことにしましたけど、ほかの田畑であったり山であったりは、ここで一つずつ説明するのは避けませんが、議員御存じのとおり、農業振興、林業振興、商工業振興という形で全てのベクトルを支援する形で要望があったことに応えながら、あるいは村が考えながらいろんな事業を展開しております。こういったことが、全てこの村の景観を維持することにもつながっております。それが幾らの経済効果を生んでいるということは、統計にまつより仕方ないかなとは思いますが、あるいは他の町村と比べるとということも必要かもしれませんが、私としては十分効果が上がっている、ですからこれからも続けていきたいと、このように考えております。

連合のほうも、その地域でただ美しいだけでなく、生産活動が行われて経済的自立を目指す村である、村でありたいと、こういうのが4つの理念の中に入っておりますので、引き続きこの農林商工業の振興、あるいは地元で育てているボランティア団体の活動等に対してしっかりとサポートをしていき、美しい村の在り方として続けていきたいと、このように考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

お考えは分かりまして、もう一度今回の質問を最初から見直してみたときに、美しい村連合に加盟する前から、以前からこの村というのは生活の中で身の回りをきれいにすることで、このきれいな村が維持できていた。実際に住民が、果たして外から評価を得るためにきれいにしていたのか、それとも自分たちが暮らしていくところを、やっぱりきれいなほうが暮らしやすいだろう、気持ちよく暮らせるだろうかと考えたときに、今回美しい村連合の再審査を受けるようなモニュメントとしての場所をきれいにするというのも大事ですけれども、やはり村中どこを、要は自分が生活している場所を、どこを歩いていてもきれいであることは、何も外部の人から褒めてもらうのではなくて、自分たちが生活するに当たって、そういうきれいな場所で生活していくことが幸せだろう、豊かであろうという考えの下で昔から環境整備というのは行われてきたのではないかと思います。

当然、自分の身の回りをきれいにするのであるから、当然お金をかけずに自分たちがきれいにするという活動が、村長がよくふだんからおっしゃってみえる官民協働の本質の部分であり、自分のことをやるのに人の手、人のお金を借りるのではないよ、自分の手を出し、自分のお金を使いながら整備していく。それが長い間行われていた、この村が今に至ってもきれいであるという状態を維持できていたことというのが、これが結果として美しい村であって、美しい村を目指していたから美しいのではない。これが、今回の質問の最初から最後まで僕の中に一貫して流れている考え方があります。

ただ、問題なのは、そこで経済的な問題をしますけれども、昔はそのために仕事を休んででも、ほかに趣味活動を制限してでも、周りをきれいにするというのが当たり前ではありましたけれども、徐々に世の中というのが、お金がやり取りされないと、経済活動が行われたり、特に田舎においてもお金をやり取りしないと経済活動が成り立たないという時代になったあたりから、道路整備であっても、直接住民に頼むのではなくて土木等の業者に頼みながらきれいにしていく。そのおかげで、舗装された道路というのは、まさに典型的なきれいな状態を、清潔な状態を保つという意味においては、お金をかけてきれいな状態を保っていく、生活を維持していくというのが、近代の文化活動、経済活動につながっているものと思います。

田舎で、日頃から僕申していますけれども、確かに村長のおっしゃる自分のことは自分でやればいいじゃないか、お金をかけずにやるのが美しい。確かにそれはきれいごととは言いませんけれども、美しいことでもあります。しかしながら、一定の時間、仕事も昔と比べるとサラリーマンが増

えておりまして、そう簡単に休みが取れるわけではない。

そんな中で、村が今後これを支えていく上で業者にならお金を払う、村外者に協力を仰ぐ場合にもお金を払う。この構造を、あえて宣伝が本来の姿ではないとしたら、宣伝のためにお金を使うのではなくて、住民が単純に身の回りをきれいにする、生活をただ単にきれいにするというところを経済活動として支援していただければ、そんなものは黙っていても村はきれいになり、そして外部に対してお金を使わなくてもきれいな村が維持され、そうすると今度は褒めていただくがいただくまいが、まず身の回りがきれいで、そこに生活している住民がきれいなところで生活することで幸せだ、それから村外に出ていった、育っていった人が東白川に帰ってくると、きれいだから、要は宣伝してあるからではなくて身の回りがきれいだから幸せだねと、そんな村を目指していただきたくためにも、実は今まで外部に対して使っていたお金をもう少し内部へ向けて使ってほしい。使っていただけるのが無理ならば、外部は外部で同じように支出をする。それと同時に、内部に向けての金銭支出を増やすことで美しい状態を保ちたいという村民の気持ちを、もう少し財政の面、経済の面でもサポートしていただけないかという僕の意見についての御返答がいただければ、今回の質問が終われようかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

議員の意見を要約いたしますと、外部的あるいは業者的にお金を使うこともさることながら、住民活動に対してももっと支援をして、村自体をきれいにさせていただくような施策を打ったらどうかと、こういう御意見と承りました。

現在でも、そういった活動は先ほど課長が答弁した中にもあります。これ以上に何があるかというのは、具体的なこういう制度をつくったらという御提案はなかったわけですので、お答えはできませんが、私の考えを少し述べますと、人間は誰でも自分の身の回りのところがきれいであるのが気持ちいいのが当たり前であります。そう考えていくと、この村に住んでいただくことが一番大事なことではないのかなと。いわゆる住まない地域ができると、あるいは住まない集落がどんどん縮小していくと、目が届かないところできて、だんだんそういった環境の悪いところが増えてくる。これは全国のいわゆるすさまじい過疎と言われるところの、よく写真なんかで見ますけれども、朽ちたバス停であったり、朽ちた廃屋、廃屋が朽ちていますけど、廃屋であったり、こういった写真をよく見るわけです。こういうことにならないようにするのが、今、議員がおっしゃる民間へのサポートの本質ではないかなと思えます。

ですから、先ほども申し上げましたように、ここで生活をしていただけるいろんな職業がございますので、全ての職業に対してどんなサポートをしていくかというのは、これは各論で論じなければ全然ここでは論じられませんが、村として今必要とされていると思われる農林業、商工業、あるいは住民活動に対するサポートを積極的にやっていく、これはお約束をします。ただ、やみくもにやるのではなくて、住民参加も求めながらやっていくというのは、美しい村連合のこれは理念

でもありますので、そこは御理解をいただきながらやっていっていただく。

そういったことを、実は今、東白川の皆さん方はよく理解をしてやっていただいていると自分は思っていますので、これからもこの美しい村連合、美しい村の活動をPRしながら今度の審査にも臨みますし、アピールもしてまいりますし、続けていっていただくことが、東白川村が人口2,000人を切りつつある中で、その人口減少を減らして、先ほど言いました移住・定住も増やしながらかのにぎわいという、いわゆる過疎ではありながらもにぎわっている村、これを目指して村づくりに励んでいきたいと、このように考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

身の回りを美しくするというやつについて、本当に人口が減っていかなくて少子高齢化が進んでいなければ、本当に見事にそれがうまく継続していたであろうと思われま。

現状は、身の回りをきれいにするだけではとどまっていなくなっているのが現状じゃないか。どうということかという、高齢世帯においては、身の回りをやってくれる若い力というのがちょっと不足みになりますので、そうなる村長がおっしゃっていた、身の回りのことは当然のように自分たちでやるんだと、これは全然僕も異論はありません。そこではなくて、身の回りだけでは足りなくなっていて、若い力、エネルギーが余っている人は、今度身の回りを飛び越して、そうじゃない高齢者しか見えないような地域、それから世帯の周りを掃除に行っているのが現状です。

それを実際に仕事としてお金に換えようという意識の下で実は結成されたのが、先ほど名前が出ておりました労働者協同組合なんかはまさにそのとおりで、自分たちの余っている力とはいいいませんけれども、その力をもってして困ってみえる人のところの作業を代わってあげたい。その気持ちに対して、ただでやるのが昔の状態でした。でも、現状はそれを無料でやっていくというのは、少し横暴とまではいいませんが、無理があるのではないかと思いますので、最終的には、その身の回りのところまでは村長もおっしゃられておるで、そのまま今後も皆さんの意識の高い状態を保っていただければ、この村はいつまでもきれいでおりますけれども、身の回りを飛び越して、そうじゃないところにあえて自分の力を提供してあげようという部分に対して、分かりやすい形は労働者協同組合みたいな形がありましたけれども、それ以外の活動において、今後、今の時点では僕も思いつかないので、何も提案は申し上げられませんけれども、そのような活動に対して支援さえしていけば、仮に若者の人数が多少少なくても、そこが経済活動として成り立つからゆえに犠牲になるというような方向ではなくて、積極的にその活動を行うと、何だ若者の人数が多少少なくても、その補うだけの活動さえできれば、にぎわいのある村になるんじゃないか、人口が少なくてもうまくなるんじゃないかというような将来を見たいなという僕の願望でもあります。

最後に、この考えについてもう一度だけ、これについてはどう思われるかを御返答願えれば。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

議員の考えとそんなに相違はないとは自分は思っていますし、例えば体が弱くなられたり、あるいは高齢世帯で、そういったところがなかなか身の回りさえもうまくいかないところには福祉的なサポートを一生懸命充実する、そういったことが逆に言うと社会福祉協議会の事業になっていったりしますし、そこで雇用が生まれるということもございます。

よく福祉の充実により雇用を確保すると、労働力を確保する、それが経済的効果を生むと、これはよくある形でございますし、議員がおっしゃるとおり、細かいところまで目を向けて、そして地域を守っていききたいという議員の熱い思いだと思って受け止めて、私も同じ考えですよという答弁にさせていただきます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

全く経済的なものを間に挟もうが挟ままいが、この村というのはお互いに助け合う精神と、それから自分たちの生活をきちんと自分の手で守っていくというその気持ちだけは、本当に村長もおっしゃったように、お互いにそうであろうということを感じて、今後も行政活動、それから議員活動のほうを進めていきたいということをお申し述べまして、この質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（今井美和君）

通告順位2、2番 安保泰男さん。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

質問事項は、消滅可能性自治体について。

先日の新聞に、民間の有識者でつくる人口戦略会議は、消滅可能性自治体が、20から30代の女性の人口が2050年までの30年間に半分以下に減る予想で744あるという結果を発表しました。2014年の前回、896より減ったものの、この中に東白川村も含まれており、誰もがこれはまずいと思うのではないかと。人口減少についての危機感を高めるという役割を果たしたことは間違いないが、消滅という表現は刺激が強過ぎる感が否めない。そもそも日本全体の人口が減るのだから、自治体全て消滅可能性ありと言えるのではないのでしょうか。

前回2014年以降、消滅自治体論に後押しされ進められた地方創生戦略は、地方創生と人口減少という2つの課題を同時に解決しようとするものだったと言われてはいますが、キーワードとして浮かぶのが、危機感の欠如と人口の奪い合いとも言われています。昭和から平成は、次は何を建てよう

かという時代であったが、今は何を潰そうかという時代です。公共施設の統廃合、図書館、公民館、保健センターなど、それぞれの機能を併せ持つ施設とすることで効率化を図り、もともとあった施設は取り壊し、赤字経営の施設も閉鎖などがなされています。

そこで質問ですが、当村において、2050年までの将来に向け、村の存続や発展を促進するための具体的な計画や対策があるのか、お伺いいたします。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

議員の具体的な計画や対策があるのかという御質問に対して、答弁をさせていただきます。

現時点での村の存続や発展を促進するための具体策についてお答えします。

令和5年3月に策定いたしました第六次総合計画は、SDGs、いわゆる持続可能な開発目標を掲げ、東白川村の存続を目標とした計画となっております。その中で、東白川村の存続を促進するための具体的な計画としては、1つに、人口を安定させるための移住・定住施策。2つ目に、村のインフラ施設を2,000人規模にし、適正な住民負担とすること。3つに、望まれる子育て環境を整備すること。4つ目に、生涯現役で活躍できる村民生活を実現すること。5つ目に、生産性の高い農林業を実現することということで、以上の5つが東白川村を持続させるための具体的な施策と考えております。そして、その中でも一番力を入れるべき具体策は移住・定住施策であり、今後も転入人口の増加を図ってまいりたいと思っております。

また、御指摘ありました人口戦略会議の公表いたしました消滅可能性自治体につきましては、あくまでも施策を講じない場合の推測であるため、これらの推論に惑わされることなく着実な施策を講じてまいりたいと思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

2番。

○2番（安保泰男君）

まずは、今回の質問に対して御丁寧な回答をいただきありがとうございました。

今の中で、やはり存続と発展が相反することも発生することが予想される場合、この場合、次の質問になりますけれども、公共施設が減り、行政サービスの低下が発生してくるのではないかと。これについての村の見解をお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

質問にお答えします。

公共施設が減るケースとしては、耐用年数の到来、それからその役割を終えた場合、必要でなくなった場合などございますけれども、この質問では、公共施設が減る場合とは人口規模が少ないが

ゆえに、新たな施設や施設維持ができなくて施設が減るという意味のことを想定された質問であると思います。

一般的に、公共施設が減っていくことは当然ながらサービスの低下につながると考えております。本村でも、人口が減ることでやがて維持が困難になるものとしては、集会施設、水道、CATVなど数多くの公共施設、公共サービスがございます。ただ、その中で村として維持が困難な施設であっても、水道施設のように生活基盤の一つとなるような施設については、たとえ村が大きな負担を伴っても維持していかなければならないと考えております。こうした行政サービスの低下を招かないためにも、村の人口を維持することは、これは全ての事業に優先されるべきであると考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

2番。

○2番（安保泰男君）

サービスの統一基準を設け、段階的な統一を進めるとともに、住民に対して新しいサービスの利用方法など周知徹底を図っていただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目に、合併や地域連携に関するところで、他の自治体との合併や地域連携を通して東白川村の存続や発展を図ることができる可能性があるのか、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

安保議員の質問にお答えをします。

合併や地域連携に関してでございますが、これは他の地域のことをこれから少し申し上げますが、これはあくまでも私の感想でございますので、語弊のないようにしていただきたいが、現時点で平成の大合併で合併された地域を見てみると、必ずしもその地域の望む結果になってはいないと感じておられる方も少なからずあるということをよく県内でもお聞きをすることがあります。

東白川村はどうだろうかということでございますが、地域の皆さんの意見も、できるならば東白川村はこのまま維持をしてほしいという御意見が大多数ではないかと私は受け取っておりますし、そう感じておりますし、私もそう思っております。したがって、この時点で東白川村がどこかと合併をしてというような可能性、選択肢はないと考えております。

一方、地域連携、これは逆に大変可能性のある選択肢であると思っております。既に現在、可茂広域で消防、ごみ処理、美濃加茂地域での定住自立圏事業、白川地域での公共交通、福祉面では特別養護老人ホームサンシャインなど、近隣市あるいは町と地域連携を行い、行政運営を行っている例はあります。このことの効果も、議員も感じていただいていると思っております。

今後も、現在村単独で行っている事業を、近隣自治体と地域連携によって費用対効果の高い事業に転換していくことは、これは本村の持続性を高めることにつながると思いますので、そういった

アンテナを高く立てて、事業ごとに検討していくというのものもあるかというふうに考えながら、調査・研究等については積極的に行っていきたいというふうに思っております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（今井美和君）

2番。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

御丁寧な御回答をいただき、誠にありがとうございました。

今回の答弁を通じまして、我が東白川村が2050年までに消滅自治体の一つに数えられている現状を真摯に受け止め、様々な対策が検討されていることが確認でき、誠にありがたいと思います。今井村長の持ち前のコミュニケーション力を発揮されることをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、五加地区におけるヘリポートについて。

過疎地域では医療機関の集約が進んでおり、近隣に医療機関はなく、ドクターヘリは、遠隔地から離れた医療機関への患者輸送に利用され、地域医療のアクセス向上に寄与しています。また、大規模災害にも活動する重要な任務を担っています。このような地域の安全と健康を支える重要な要素となります。

村内、五加、神土、越原地区に設置計画は聞いておりますが、五加地区においての診療所周辺が適地と思われませんが、具体的にはどのような計画、予算で進められているのか、変更もあり得るのか、お伺いいたします。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

安保泰男議員の御質問にお答えをします。

村内におけるヘリポートについての御質問でございますが、現在ヘリポートとして離発着が可能な場所は、平成27年度に整備をしました黒淵離発着場、平成28年度に整備をしました親田離発着場、令和4年度に整備をいたしました中川原水辺公園の3か所のほか、東白川村防災計画には防災ヘリコプターの緊急離発着場として総合運動場、はなのき会館駐車場、小・中学校、越原運動場、五加運動場の6か所が記載をされています。

現在、五加地区には整備したヘリポートはないわけでございますが、東白川村過疎地域持続的発展計画、これは令和3年度から7年度までの計画でございますが、五加地区にヘリポートの整備の検討をうたっており、また東白川村総合戦略ではヘリポート3か所を計画として上げています。診療所建設の基になった東白川村医療福祉ゾーン整備計画では、将来的に診療所の東にヘリポートを設置する計画を立てています。

議員御指摘のとおり、五加地区のヘリポート建設には、診療所周辺の現在旧プールのある位置が

適地と捉え、ヘリポートの建設が可能か否かの調査を行っており、可能であることは確認済みですが、プールの解体や診療所の高さより1段低い状況にあること、また先日、消防操法大会の際に飛来した県の防災ヘリはドクターヘリと同型のものとなりますが、かなり砂ぼこりを上げる状態でしたので、診療所との境にはフェンスなどが必要となり、費用がかさむものと想定できます。

また、村が取得をした山口工業様西側の土地につきましては、将来的に可茂消防東白川分遣所の移転先の候補となっており、一体的に検討を進める必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、地域の安全、住民の生命を考えれば、急ぐべき課題の一つには違いありませんが、ヘリポートとして整備していなくても、非常事態といった緊急の場合は五加運動場や診療所の駐車場へヘリコプターが降りることも可能と考えますので、優先順位を考えながら今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

2番。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

今までの答弁を踏まえまして、この五加地区を踏まえ、村内の引き続き地域の発展と持続可能性を目指して取り組んでいただければと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

ここで暫時休憩いたします。開始は10分後、52分ぐらいでお願いします。

午前10時41分 休憩

---

午前10時51分 再開

○議長（今井美和君）

おそろいですので、会議を再開します。

一般質問通告順位3、3番 安江健二さん。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、東白川村の人口減少と高齢化に関する質問をさせていただきます。

民間組織「人口戦略会議」が4月24日に公表した消滅可能性自治体の報告書で、将来的に消滅する可能性が高いとされた全国744市町村の中に岐阜県内の16市町村が入りました。その中で、加茂郡は八百津町、七宗町、白川町、東白川村の4町村が引き続き消滅可能性自治体となっています。

日本の総人口の年齢別で、後期高齢者となる75歳以上は、団塊の世代が22年から加わり始めたことで初めて2,000万人を超え、また65歳以上の割合は29.1%とされています。

東白川村の人口減少と、出生の減少に伴い次第に上がる高齢化率に伴うことに関しての数点の質問をさせていただきます。

それでは、第1の質問に入ります。

2050年には、独り暮らしの高齢者が急増するとの国の推計が明らかにされています。地元で生まれ、村で生活をされてみえた方は親族・親戚もあることと思いますが、身寄りがいない高齢者にとっては、通院時の付添いや入院、介護施設の入所の身元保証など、日常生活において様々な事柄があるのでは。このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれていることとされています。このため、厚労省は2025年をめどに、高齢者の尊厳の維持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援サービス提供体制の構築を推進しているとされています。そして、そのような方々の負担の軽減について村の対応と、東白川村としての地域包括支援センターへの取組についての併せてのお伺いをいたします。

**○議長（今井美和君）**

保健福祉課課長 桂川のぞみさん。

**○保健福祉課課長（桂川のぞみ君）**

安江健二議員の質問にお答えします。

東白川村の高齢化率は、今年4月現在で44.5%となっています。このうち、独り暮らしの高齢者数がどのように変化してきたかですが、今から10年前、平成26年頃には65歳以上の人口約1,000人中110人ほどが、いわゆるおよそ1割の方が独り暮らしでした。その後、65歳以上の人口は1,000人を切り、徐々に減少していますが、逆に独り暮らしの方は少しずつ増え、今年4月現在ではおよそ900人中170人、2割近くの方が独り暮らしとなっています。ただし、この中には既に施設に入所している方や長期入院中といった方も含まれますので、実際に自宅で過ごしておられる方は、もう少し減りまして130人ほどとなっています。

さて、御質問にある身寄りのない高齢者という定義ですが、地域包括支援センターでは、65歳以上の独り暮らしの方に、お子さんや御兄弟、頼りにしている親戚の方などの情報提供をお願いしています。この情報提供には約8割の方に承諾をさせていただいており、この情報がある方には皆さん身寄りがあります。

そこで、地域包括支援センターでは、実際に身寄りがあるかないかではなく、身内として振る舞っていただける方がいない場合に身寄りのない人という対応をしており、次の3つの場合があります。

1つ目に物理的に住んでいる場所が遠い場合、2つ目に疎遠である場合、3つ目に身内がいるのかどうか分からない場合、東白川村の場合は、この3つ目に該当する方というのはほとんどありませんので、多くは身内の方が遠方であるとか疎遠である場合、議員の言われる通院時の付添いや入院時の身元保証、あるいはそのほかの問題というのが出てきます。

では、実際具体的にはどのようにしているかといいますと、通院時の付添いについては、地域包

括支援センターの職員が同行し、医師とのやり取りをサポートしています。また、入院や施設入所の際は、まず地域包括支援センターが連絡先となり、医療機関や施設とのやり取りを行います。身元保証人というのが必要な状況もありますので、こうした場合は身元保証を請け負ってくれる民間団体などを御紹介する場合があります。通院、入院、入所など、いずれの場合も最終的には身内の方へ引き継ぐことがほとんどです。

議員の心配される身内がない方が増えてしまっとうしようという御心配があるかと思えますけれども、東白川村の場合はそういった問題が比較的少ないのではないかというふうに思っております。

次に、身寄りがないことで起こる問題の一つに、収入が不安定になりがちで生活困窮に陥りやすいという例があります。このような場合には、福祉や法律の専門家とも相談して生活の立て直しを図っています。最終手段として、生活保護の制度利用という解決に至る場合があります。村では、このように身寄りのない方も安心して暮らしていただけるように取り組んでいます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ただいまは御丁寧な説明ありがとうございました。よく分かりました。

それでは、第2の質問に入ります。

政府は、孤独死・孤立死の実態調査を進めており、年間約6万8,000人の高齢者が独居状態で死亡されているとしています。今年1-3月に自宅で死亡した独り暮らしの人が全国で2万1,716人——これは暫定値ではありますが——確認され、うち65歳以上の高齢者が1万7,034人と8割近くを占めているとしています。警察庁が取り扱ったうちで最も多かったのは、年齢層別で見ますと85歳以上が4,922人、75歳から79歳が3,480人、80から84歳が3,348人、70歳から74歳が3,204人、65歳から69歳が2,080人となっております。この統計を見ますと、やはり高齢となるほどその割合が高くなっております。

また、内閣府は昨年より孤独死・孤立死の実態把握を進めていますが、中間論点整理で、孤立死の仮の定義を「誰にもみとられることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様」としております。こういった事態は極力少なくしなければならないと思いますが、この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

保健福祉課課長 桂川のぞみさん。

○保健福祉課課長（桂川のぞみ君）

御質問にお答えします。

孤独死・孤立死という言葉には、議員言われたとおり、亡くなる瞬間を誰にもみとられずに独りで死を迎えるという意味と、亡くなってから発見に至るまでに時間がかかってしまうという2つの

意味があると思います。

孤独死・孤立死を防ぐ、それ自体を目的とした施策というのは残念ながらありません。しかし、村には孤独にさせない、孤立させないという施策があり、結果として死に至った場合でも、孤独あるいは孤立で迎える死というものは少なくなっていくと考えます。とりわけ保健福祉の観点からは、健康面や精神面において孤立・孤独に至らないようにするため、生きるため、命を失わないためのいろんな施策を展開しています。

例えば、みまもりのわ（和・輪・話）事業や緊急通報サービスなどがあります。みまもりのわ（和・輪・話）事業とは、行政や民生委員、社協や新聞店をはじめとする村内の各種事業所、そして地域の皆さんから情報をいただくことで高齢者を見守る事業です。緊急通報サービスとは、緊急時にボタン一つで委託業者につながり、連絡員が御本人宅へ駆けつけてくれるというものです。また、このサービスに付随したのものとして、体調不良の際に健康相談ができたり、月に1回安否確認の電話をしてくれたりもします。同居の家族がいれば防げたかもしれない、あるいは防げる可能性がある悲劇を早期に発見する、あるいは、お亡くなりになってから何日も放置されるような状況を招かないということに役立っています。

それ以外にも、御本人においては定期健診をしっかり受けていただくことや、病気の管理を適切にさせていただくということを推進しています。その結果、在宅で突然死を迎える確率が減り、孤独死を防ぐことに役立っていると考えます。

今回の御質問から感じられることは、独り暮らしの方は特に死というものに大きな不安を感じておられるのではないかということです。村では、こうした健康面や介護・福祉のことをはじめとした生活上の様々な不安や困り事があったときに、相談窓口として地域包括支援センターがあることを広くお知らせをしています。

しかし、これまでの住民アンケートを見ると、相談窓口として認識しておられるのは全体の4割程度にとどまっています。今後も、いつでもすぐに安心して相談できる場所があるということを経験していきたく思います。そして、できる限りの手を尽くして様々な課題を解決するための施策に取り組んでいき、皆さんが安心して暮らせる村にしていきたく思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

地域包括支援センターがどのような活動をしているかということもよく分かりました。こちらのほうの宣伝も、またよろしくお願ひしたいということを思います。

続きまして、第3の質問に入ります。

人 ―― これは被相続人ですが ―― が死亡し、配偶者や子らが相続放棄を家裁に申し立てた場合、放棄された空き家は、利用する方がなければ最終的には行政が代執行して取り壊すことになる

のではと思いますが、公金支出という負担が生じます。また、不要な土地の所有権を国に返す相続土地国庫帰属制度が昨年始まりました。

現在の日本の国土の約7割は森林と言われています。東白川村の総面積8,709ヘクタールのうち、森林は約90%を占めていて、面積は7,820ヘクタールであり、そのうち国有林が404ヘクタール、民有林が7,416ヘクタールとなっています。また、森林の95%を占める民有林の約73%がヒノキ、杉の人工林となっています。

東白川村100年の森林づくり構想が策定されていますが、今後、広大な森林を様々な事業者が購入し、土地開発事業や太陽光発電、バイオマス事業などを展開することも考えられます。森林は数十年前と比べると売買するには価値が非常に低くなっています。森林を所有し維持するには、この先どういう方法がよいのだろうと模索される方もあるのではないかと思います。

相続土地国庫帰属制度は、当該制度の要件を満たした上で負担金を納付すれば、相続した山林や森林を国庫へ帰属させることは可能とされています。しかしこれは、適用のためには様々な要件があるとされています。

一方で、山林・森林とは別の相続した土地であっても、全ての土地を国に引き渡すことができるわけではなく、引渡しのためにはその土地に建物が無いことなど、法令で定める引き取れない土地の要件に当てはまらない必要があります。このような土地は、通常の管理や処分をするのに当たり多くの費用や労力が必要になるので、国は引取りの対象外としています。

山林や森林、そして一般の土地の相続土地国庫帰属制度に関しての村の考えをお伺いいたします。

**○議長（今井美和君）**

総務課長 河田孝さん。

**○総務課長（河田 孝君）**

議員御質問の前段の空き家の点について答弁したいと思います。

いわゆる相続放棄の物件につきましては、最終手段としては行政代執行により取り壊すことになり、議員御指摘のとおり公金支出ということになりますけれども、そこに至るまでには空き家対策協議会の審査を行い、特定空家として認定し、助言、勧告、命令など様々な条件が整わないとできないこともまた事実でございます。

昨年12月には、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、この特措法において、民法の不在者財産管理制度及び相続財産清算制度に加え、所有者不明土地・建物管理制度について、市町村長が対象の空き家及びその敷地への利害関係の有無に関わらず、空き家等の適切な管理のために特に必要があると認めるときは、裁判所に対して財産管理人の選任等を請求することが可能となりました。これにより、相続放棄が行われている管理不全空家を修繕や売却など処分することが可能となっています。

村では、この制度を活用して、試行として相続放棄をされた管理不全空家の1件の処分を行う計画であります。この不在者財産管理制度などの活用も行政代執行を避ける一つの方法というふうに考えております。

うちのほうからは以上でございます。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

それでは、相続土地国庫帰属制度の利用について、現状と対応はどんな制度が利用できるのかと  
いうような御質問でありますので、それについてお答えします。

制度自体は法務省の制度ですので、この制度について村が直接的に関わることはありませんが、  
相続土地国庫帰属制度について少し説明させていただきます。

この制度は、全ての関係相続人が明らかになっている場合にのみ、申請により利用できる制度で  
す。土地についての制度ですので、上に住宅・建物や倉庫が建っている場合の解体費用や、車が置  
いてあったり物が置いてあったりする場合などの撤去処分費用は自己負担になる制度です。

申請できる土地の要件は、その土地に抵当権などがついていないことや、私道や墓地、ため池な  
どの地目でないこと、境界が明らかになっている土地であること、また崖条例などの防災上の問題  
がない土地であることなどの条件のほか、経費として、その土地が寄附を受けるのに適正である  
かどうかの審査手数料や、10年分の管理費用に相当する20万円程度の負担金などを国に納める必要  
があります。

よって、議員御指摘の山の相続がというような話にはほとんど適用されない、奥山のほうを寄附  
するので、もらってくれと国に言っても受け取ってはもらえないと思います。そのような負担がか  
かる制度ですので、全国的にも制度の利用は広がっていないと認識しておりますし、村内でも活用  
される方は少ないのではないかと考えております。

この制度について村に相談があった場合は、制度の詳しい内容について相談したい場合は岐阜地  
方法務局の美濃加茂支局にお問合せくださいとお伝えする予定でおります。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

今、お二方の課長に説明をいただきました。

この制度がこの村に合っているか否かということは、なかなか難しいところがあると思います。  
何かの会議、また村と語る会などの折に詳しい説明をいただきましたらよろしいのではと考えます。  
度々こういったことが新聞に出ておりますので、その辺のところを検討のほどよろしくお願いた  
したいと思います。

それでは、第4の質問に入ります。

相続した土地や建物の登記を義務づける改正不動産登記法が4月1日に施行されました。日本の  
相続未登記の農地は全耕地の4分の1に上がり、相続しても登記されていない土地と、登記されて  
はいるが所有者の消息が分からない土地を所有者不明土地と呼びます。所有者不明土地の総面積は、

九州本土を上回る410万ヘクタールに及び、年々増加しているとされています。

法改正は、こうした異常な事態を解消するのが狙いとされていますが、法施行後に相続した不動産は3年以内の登記を、施行前に相続した不動産は2027年3月までの登記を義務づけております。病気などのやむを得ない事情を除き、これらの期間内に登記しなければ10万円以下の行政罰を科すとされており、

ただし、これは遺産分割協議が3年以上に及んだ場合、相続人が法務局に申告することで義務を果たすとし、相続登記は協議後でも認めるとしています。また、政府は所有者不明土地の利活用を進めようと、昨年4月から行政による手続が簡素化し、担い手が農地を借りられる借地権期間を最大20年から40年に延長したとしています。

これらの件につきまして、村の現状と今後の対応をお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

令和6年4月1日施行の相続登記の義務化について、村の現状と今後の対応について少し説明させていただきます。

制度自体は法務省の制度ですので、村が直接的に関わることはありませんが、法務局から制度について啓発を依頼されておりますので、その村民への啓発の状況については説明させていただきます。

この制度につきましてのお知らせは、昨年の議会の総務常任委員会で制度について説明させていただき、11月の自治会の配付物でチラシを配付しました。役場の窓口、カウンターの壁には1年ほど前からポスターを貼り、来庁者にも啓蒙しています。

今年度の固定資産税の通知書には、お知らせチラシを同封しました。個別には、葬儀が終わり、御遺族の方が役場窓口で各種手続をされる際に、リーフレットをお渡しして相続登記の義務化についてお知らせしています。

来庁者は、統計を取っているわけではありませんが、3月、4月、相続登記のために戸籍謄本を取りに来られたのだらうと思われる方は少し多くなっておりますので、村民の方も気にして手続をされていると思います。村のほうも、相続放棄とか所有者不明土地が今後増えていくことは懸念していますが、あくまでもこれは個人の財産についてですので、積極的にどうしていただき、こうしていただきというような関与はできませんので、少し難しい問題です。

窓口に村民の方が相続登記の相談に来られたときには、誰かに頼んでということで、代理の手続を依頼するには司法書士さんに相談してみてくださいとか、自分で手続をしたいんだけど相談に来られる方には、岐阜地方法務局の美濃加茂支局に相談してみてくださいと説明しています。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

制度については、周知して村民に伝えてあるという返答でした。ありがとうございます。

人生100年時代について、ある研究では2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きると推計をしています。日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています。健康や体調の維持は本人による自己管理が一番大切だと思いますが、行政及び介護施設等も重要な役割を担っています。皆様方が豊かで楽しい老後を過ごせることを祈念して、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、CATV職員の退室となります。

午前11時16分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（今井美和君）

会議を再開します。

◎議案第32号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第8、議案第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

議案第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年12月2日から岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）を次のように変更するものとする。令和6年6月14日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）の一部を次のように改正する。

この改正は、被保険者証の廃止に伴う規約の改正です。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

改正前の別表第1、2項、3項のところに、被保険者証及び資格証明書の引渡し、被保険者証及び資格証明書の返還の受付とある「被保険者証及び資格証明書」の部分、改正後のところにあります「資格確認書等」に変更するものです。

本文にお戻りください。

附則、この規約は令和6年12月2日から施行する。以上です。

#### ○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（今井美和君）

日程第9、議案第33号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝さん。

#### ○総務課長（河田 孝君）

議案第33号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。令和6年6月14日提出、東白川村長。

1枚おめくりください。

東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例。

(趣旨) 第1条、この条例は、特別職の職員等に支給する給料及び報酬の額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(村長等の給料月額の特例) 第2条、村長、副村長及び教育長に支給する令和6年6月分から令和6年8月分の給料月額は、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例第3条の規定に関わらず、同条の規定による月額給料から100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、同条例第5条に規定する期末手当の算定の基礎となる給料月額は、この限りでない。

附則、この条例は公布の日から施行する。

この条例につきましては、さきに全員協議会で御説明を申し上げましたが、東白川村奨学金等返済支援補助金につき、3年間にわたり誤った支給を行っていたことなど大きな事務のミスが起こったことに対し、村行政の責任者として重く受け止め、村長、副村長並びに教育長の令和6年6月から令和6年8月までの間、特例として給料月額を100分の10減額するものでございます。以上でございます。

#### ○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 東白川村常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（今井美和君）

日程第10、議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄さん。

## ○村民課長（安江透雄君）

議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年6月14日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村税条例の一部を改正する条例。

東白川村税条例（昭和30年東白川村条例第98号）の一部を次のように改正する。

改め文の朗読と新旧対照表の説明は、全員協議会で説明済みのため省略させていただき、14ページの附則からお願いします。

附則（施行期日）第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号、第42条の3の改正規定、令和7年4月1日。

2号、第26条の8第1項の改正規定、附則第4条の4を削る改正規定及び別表第1第26条の8第1項第1号ケに掲げる金銭の項の改正規定並びに次条の規定公益信託に関する法律（令和6年法律第45号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日。

（村民税に関する経過措置）第2条、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の村税条例第26条の8第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）第3条、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の村税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2項、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3項、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4項、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。以上です。

## ○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（今井美和君）

それでは、会議を再開します。

◎議案第35号から議案第37号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第11、議案第35号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第37号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの3件を補正関連につき一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議案第35号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。令和6年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,634万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,371万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正) 第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。令和6年6月14日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、5ページ、第2表 債務負担行為補正から説明をさせていただきます。

## 第2表 債務負担行為補正。

(追加) 事項、高速印刷機(小中学校)、期間、令和7年度から令和11年度まで、限度額536万4,000円でございます。

小・中学校に高速印刷機を新たに設置するものでございます。以上でございます。

次に、7ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、9ページ、歳入から願います。

### 2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額3,512万2,000円の追加。説明欄を御覧ください。普通交付税で収支のバランスを取るためのものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額806万8,000円の追加。説明欄を御覧ください。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。これにつきましては、新たな非課税世帯等への給付金の事業分でございます。

3目の民生費国庫補助金でございますが、108万9,000円の追加。これにつきましては、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。児童手当制度改正実施円滑化事業分でございます。

8目の土木費国庫補助金でございますが、261万8,000円の追加でございます。交通安全対策(通学路緊急対策)補助金でございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金でございます。補正額243万3,000円の追加。1節の農業費補助金では、肥料高騰対策機械等整備事業補助金240万9,000円の追加でございます。2節の林業費補助金では2万4,000円の追加。自伐林家型地域森林整備事業補助金でございます。

10目の教育費県補助金でございますが、ふるさと魅力体験事業補助金で29万4,000円の追加でございます。

続きまして、19款4項4目雑入でございます。補正額671万8,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。消防団員退職報償金26万4,000円の追加。これにつきましては、想定外の団員の退職があったためのものでございます。子育てヘルパー利用料でございますが、4万円の追加。それから過年度分定住促進補助金返還金でございますが、80万円の追加。これにつきましては、補助金を受けた者が離村したため返還対象となったものでございます。次に、後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費負担金535万円の追加でございます。これにつきましては、広域連合へ今年度から2年間派遣する職員の人件費分となります。それから、過年度分の雇用保険料26万4,000円の追加でございます。これにつきましては、先般の総務委員会のほうで御説明を申し上げましたが、雇用保険料の料率の誤りによる過年度の徴収分でございます。

次に、次のページでございますが、3. 歳出。

歳出でございますけれども、今回の補正は4月の人事異動、職員の昇格等に係る人件費の補正が多数を占めています。人件費の補正につきましては、簡単に説明させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1款1項1目議会費、補正額15万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。議会事務局費で15万3,000円の減額ですが、異動に伴う人件費でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額1,483万8,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。総務一般管理費で915万6,000円の追加でございますが、これにつきましては前年度と比べまして職員が1名増加をしておりますこと、それから後期高齢者医療広域連合のほうの派遣職員が総務課付になったこともありまして915万の追加となっております。

次に、自治会等運営支援事業でございますが、47万3,000円の追加でございます。次のページを御覧ください。補助金で公の施設等修繕補助金でございますが、これは中谷自治会から床の修繕工事に係るもの、それから机と椅子を購入する備品購入に係るもので、合計で47万3,000円ということでございます。

それから、その次に公共交通事業でございます。520万9,000円の追加でございます。これにつきましては、10月稼働を計画しておりますつちのこバスに関連する補正予算でございます。当初は運転手のほうをパート5人で当初予算上げておりましたが、今月末から運転手の募集を行いまして、フルタイムの職員を4人追加するという内容でございます。それに合わせた人件費の追加と、需用費につきましては、旧診療所の1階を詰所にするというような、事務局にするというような予定でございまして、冬期間のブルーヒーターの燃料代を予算化しております。また、通信運搬費につきましては、電話料・回線使用料、これは電話を新設するものでございますし、備品購入費につきましては、パーティションですとかプリンターの購入を予定しております。

次の5目の財産管理費でございますが、総合行政情報システム運営費19万8,000円の追加でございます。総合行政情報システム、これは人事給与の関連でございますが、改修の委託料でございます。

次に、6目の企画費123万円の追加でございます。企画費一般でございます。役務費で不在者財産管理制度の事務手数料が5万円、委託料で不在者財産管理制度アドバイザー委託料が15万円、次のページになりますが、負担金で職員の研修の負担金が3万円と、家庭裁判所への予納金が100万円を予算化しております。これにつきましては、不在者財産管理制度を利用して相続放棄物件の処分を計画しておるものでございます。先日の全協で説明させてもらった分でございますが、予納金につきましては一応マックスということで100万円を見させてもらっております。

次に、10目の地域情報化事業費でございますが、補正額706万円の追加でございます。CATV一般管理費でございますが、ここは職員の異動、昇格に伴う人件費の補正となります。それから、CATV番組等制作運営費340万3,000円の追加でございます。こちらにつきましても、会計年度任用職員の人件費の補正となっております。

次に、次のページを御覧ください。

2項1目の税務総務費でございます。補正額256万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。税務総務費で異動、昇格に伴う人件費の補正となっております。

次に、2目の賦課徴収費でございます。50万4,000円の追加でございます。賦課徴収費は42万4,000円の追加、これは次年度行われます評価替えに係る鑑定士の委託料の追加でございます。時点修正でございます。それから税務情報化推進費でございますが、8万円の追加でございます。これにつきましては、定額減税対応システム改修委託料が115万8,000円の減額、それから調整給付対応システムの改修委託料が123万8,000円の追加でございます。当初概算として定額減税対応システムの改修委託料200万円を計上しておりましたが、余った分を減額させていただき、下のシステムにつきましては、定額減税の可能額に満たない人に対し差額を1万円単位で給付をするもののシステムの改修になるものでございます。

次に、15ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費76万8,000円の追加でございます。戸籍・住民基本台帳費でございますけれども、ここも人件費に伴う補正でございます。

3款1項1目住民福祉費160万7,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。住民福祉費一般で、これも異動、昇格に伴う人件費の補正でございます。

次に、16ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計繰出金でございますが、25万1,000円の追加でございます。これにつきましては、特別会計のほうで人件費を払う職員の昇格によるものでございます。

3目の保健福祉費1,106万3,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。保健福祉費一般でございますが、ここにつきましては177万2,000円の追加でございますが、異動、昇格に伴う人件費の補正でございます。

次に、【重点支援】低所得者世帯支援給付金事業でございますが、新たな非課税世帯等給付金でございます。929万1,000円の追加でございます。役務費につきましては、郵便料で5,000円の追加でございます。委託料は、システム対応委託料が138万6,000円でございます。裏面のほうへ行っていただきまして、補助金でございますが、合計で790万円となっておりますが、これは6年度、新たに低所得世帯になられた住民税非課税化世帯と、それから均等割のみ課税化世帯に支払う補助金でございます。1世帯当たり10万円ということで、非課税化世帯につきましては27世帯分を、それから均等割のみ課税化世帯につきましては50世帯分を予算化したものでございます。また、子育て加算の給付金につきましては、1人5万円の4人分ということで計上をしております。

次に、4目の老人福祉費でございますが、56万6,000円の追加でございます。地域包括支援センター運営事業でございます。これにつきましても人件費の補正と、職員研修負担金につきましてはケアマネ研修に参加する負担金でございます。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。補正額125万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。児童手当交付事業で、委託料で児童手当システム改修委託料でございますが、これは児童手当の拡充、支払い回数の見直しのシステム改修のための改修委託料でございます。108万

9,000円の追加でございます。子育て支援総合推進事業につきましては、委託料で出産・子育て応援ギフト業務委託料90万円を追加し、補助金を90万円減額するものでございますが、これは補助金から委託料への組替えの補正でございます。

次に、18ページを御覧ください。

子育て支援室運営事業でございますが、ここにつきましては昇格に伴う人件費の補正でございます。

2目の認可保育所費でございますが、6万円の追加でございます。みつば保育園運営費で、これは超勤手当の追加となります。

それから、4款1項1目の保健衛生総務費でございますが、補正額193万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。保健衛生総務費が193万6,000円の追加でございますが、ここも昇格に伴う人件費の補正と一部再任用職員というふうになっておりますが、ここは組替えになっております。一般職への組替えというふうになっております。

その次に、19ページを御覧ください。

2目の予防費32万円の追加でございます。予防接種事業でございますが、これにつきましては補助金で带状疱疹予防接種費用の助成金の追加でございます。当初は8人分ということで見えておりましたが、今回16人分を予算化するものでございます。带状疱疹ワクチンにつきましては、不活化ワクチンが1万円の2回分、それから生ワクチンのほうは4,000円の1回ということになっておりますが、ほとんどの方は不活化ワクチンに使われるということ。それから2回接種が必要ですが、既に9人の方が1回接種済みであるというようなことで、2回目が終わると同時に申請をされるということで、現時点でもう既に1人分足りないというようなこともございまして、追加をするものでございます。

次に、3目の母子健康センター費でございますが、40万8,000円の追加でございます。これにつきましては、母子保健事業で子育てヘルパーの委託料が40万8,000円の追加でございます。これにつきましては、常時継続して必要なところが出てきたということで、当初は年間28日分を計上しておりましたが、今回さらに年間96日分ということで追加をしたものでございます。

次に、5目の環境対策費でございますが、17万4,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。環境総務費でございますが、超過部分に係る人件費の補正でございます。

6款1項1目農業委員会でございます。補正額92万5,000円の追加でございます。農業委員会活動費で92万5,000円ですが、次ページを御覧ください。これにつきましては、移動に伴う人件費の補正ということでございます。

2目の農業総務費34万8,000円の減額でございます。農業総務費でございますけれども、ここにつきましては会計年度任用職員の異動等の人件費でございます。

次に、3目の農業振興費481万9,000円の追加でございます。農地銀行活動事業につきましては組替えということなのですが、会計年度任用職員はパートの場合は報酬で支払いますし、フルタイムの場合は給料で支払うというようなことで、パートタイマーからフルタイムに替わった職員がある

ことや、会計年度任用職員同士の異動によりパートであった方がフルタイムに替わったというようなことで組替えをしたものでございます。次に、農業振興費各種補助金でございますが、481万9,000円の追加でございます。これにつきましては、補助金で肥料高騰対策機械等整備事業補助金でございます。補助金はみのりの郷に支払うものでございますが、マニアスプレッター（牛ふん・堆肥の散布機）を購入するための補助金でございます。特定財源の240万9,000円は県費として入ってくるものでございます。経営所得安定対策推進事業でございますが、ここにつきましては、農地銀行と同様で会計年度任用職員の報酬と職員費の組替えでございます。

5目の山村振興事業費でございますが、補正額47万2,000円の追加でございます。山村振興事業費一般でございますが、補助金で指定管理施設の修繕等補助金が24万8,000円でございます。指定管理施設につきましては西洞センターで、内容につきましてはエアコンの設置でございます。諸団体の補助金につきましては、野菜村の冷蔵ショーケースの更新でございます。22万4,000円の追加でございます。

7目の農地費でございます。15万2,000円の追加でございます。中川原水辺公園の管理費ということで、修繕料が15万2,000円ですが、浄化槽のプロアの交換と管理棟に中古のエアコンの取付けの工事ということで、取付け修繕ということで15万2,000円の追加でございます。

2項1目の林業総務費でございますが、補正額555万5,000円の減額でございます。次ページを御覧ください。林業総務費の人件費でございますが、555万5,000円と大きな額でございますけれども、これにつきましては5月31日付で職員1名が退職をしましたために、その人件費を減額するものでございます。

次に、2目の林業振興費2万9,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。自伐林家型地域森林整備事業2万9,000円の追加でございますが、自伐林家型地域森林整備事業補助金で事業量の追加による増額補正でございます。

7款1項1目商工振興費でございますが、補正額192万5,000円の減額でございます。商工振興費一般が192万5,000円の減額ですが、これにつきましても異動、昇格に伴う人件費の補正となっております。

次に、23ページを御覧ください。

2目の地域づくり推進費でございますが、4万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。地域産業活性化対策事業といたしまして、補助金で商工業設備資金利子補給が2万3,000円の追加、小規模事業者経営改善資金の利子補給が2万3,000円の追加でございます。

次に、8款1項1目土木総務費でございますが、補正額67万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。土木総務費のほうで異動、昇格に伴う人件費の補正でございます。

次に、24ページのほうを御覧ください。

8款2項1目道路橋梁維持費でございますが、補正額572万3,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。道路橋梁維持事業では72万3,000円の追加、消耗品費、その他消耗品につきましては12万3,000円の追加ですが、充電式の高枝チェーンソーとバッテリー一式の購入に充てるもの

でございます。次に工事請負費でございますが、村道平1号線の舗装工事でございます。60万円の追加でございます。場所的には保育園のところの交差点、保育園のところからマツオカのほうに入るところの交差点の舗装となります。それから、交通安全対策（通学路緊急対策）事業でございますが、500万円の追加でございます。工事請負費のほうで、木屋下線道路改良工事（4期）分が250万円、上親田線落石対策工事が250万円の追加でございます。特定財源の261万8,000円につきましては国費でございます。

次に、3項の1目住宅管理費でございますが、補正額60万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。住宅管理費で、また次ページのほうを御覧ください。修繕料で退去修繕料となっておりますが、退去予定が2棟あるということで追加をするものでございます。

9款1項1目非常備消防費でございますが、補正額30万6,000円の追加でございます。負担金で消防団員退職報償金30万6,000円の追加ですが、先ほどちょっと歳入のところでもお話をいたしました。当初予定していなかった中途退職者が出たために追加をするものでございます。

10款1項2目の事務局費、補正額524万9,000円の追加でございます。教育委員会事務局費で166万3,000円の追加でございますが、異動、昇格に伴う人件費の補正となっております。

次に、次のページになりますが、義務教育学校整備事業ということで358万6,000円の追加でございます。委託料で義務教育学校整備事業の基本設計の委託業務でございます。

次に、2項の1目学校管理費でございますが、補正額186万6,000円の追加でございます。小学校管理費でございます。費用弁償は会計年度任用職員の費用弁償となりますが、役務費、それから使用料及び賃借料のところ、県事業でふるさと魅力体験事業を実施するための補正でございます。小学校は12月6日、4年生から6年生の32人が参加をしまして、行き先は航空宇宙博物館とサラマンカホールでのコンサートの視察というふうになります。国県支出金の特定財源14万7,000円につきましては、県費のふるさと魅力体験事業補助金となっております。次に、スクールバス管理費171万4,000円の追加でございます。これはスクールバスの底面がさびがひどくて、その修繕料にかけるものでございます。2台分でございます。

次のページでございますが、3項1目の学校管理費、補正額19万7,000円の追加でございます。中学校管理費一般で、会計年度任用職員の通勤手当の部分と、それから旅費、役務費、それから使用料及び賃借料につきましては、先ほどの小学校と同じで、ふるさと魅力体験事業の内容でございます。中学校につきましては、9月26日に1・2年生31人が参加をし、県庁とサラマンカホールでのコンサートの視察という内容だそうでございます。国県支出金の14万7,000円は同じく県費でございます。

4項の1目社会教育総務費でございますが、補正額6万1,000円の追加でございます。これにつきましては、「清流の国ぎふ」文化祭2024の「ちーオシ」といいまして、オブジェを制作する事業でございますが、そこに参加をされる皆さんへの昼食代の追加ということで20人分を補正するものでございます。6万1,000円の追加でございます。

一般会計のほうは以上でございます。

○議長（今井美和君）

ここで暫時休憩といたします。あとは午後からになります。お疲れさまです。

午前11時57分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（今井美和君）

会議を再開します。

議案第36号をお願いします。

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

議案第36号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億584万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年6月14日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額108万9,000円。説明欄を御覧ください。特別調整交付金を減額するものです。補助金に振り替えるためです。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額25万1,000円の増。説明欄を御覧ください。職員給与等繰入金、事務費分の増額です。

9款2項9目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額158万4,000円。説明欄を御覧ください。システム整備費の補助金で、先ほどの特別調整交付金の減額分108万9,000円の増額と新規で49万5,000円増額で、合わせて158万4,000円となっています。

次のページをお願いします。

歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額74万6,000円。説明欄を御覧ください。一般管理費で給料、職員手当、共済費の事務費分と委託料で、先ほどお話ししました国民健康保険システム改修委託料49万5,000円は資格確認証に記載するための資格確認情報抽出のためのシステム改修を新たに計上するものです。以上です。

○議長（今井美和君）

診療所局長 安江輝彦さん。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第37号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。令和6年度東白川村

国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,088万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年6月14日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括を省略させていただき、7ページからお願いいたします。

## 2. 歳入。

5款2項基金繰入金、補正額13万円の増額。説明欄を御覧ください。医療設備等整備基金繰入金ですが、歳出で御説明をします医薬費備品として外来用の顕微鏡購入に充足、財源としております。

次に、6款1項1目繰越金、補正額170万3,000円の増。前年度繰越金ですが、収支のバランスを取るものでございます。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額5万円の増。診療所指定寄附金として、医療設備整備基金寄附金を1名の方からいただいたものです。

次に、8ページをお願いします。

## 3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額116万4,000円の増。説明欄を御覧ください。総務一般管理事業116万4,000円、報酬242万3,000円の増、給料192万6,000円の減、職員手当等で40万円でございます。共済費で22万6,000円の追加、旅費4万1,000円の追加、いずれも人件費等の補正ですが、再任用職員から会計年度任用職員の組替え及び昇給に伴うものでございます。

次に、2款1項1目、医薬費、一般管理費、補正額53万7,000円の増。説明欄を御覧ください。医薬一般管理事業53万7,000円、職員手当等24万5,000円の増額でございます。それから、期末手当で10万8,000円、9ページの説明欄を見ていただきまして、勤勉手当で13万7,000円、共済費で29万2,000円の追加ということで、いずれも昇格に伴う人件費の補正となっております。

2目の医療管理費、補正額13万2,000円増額。説明欄を御覧ください。医療事業で備品購入費13万2,000円、これは外来の皮膚科診療で使用する顕微鏡ですが、経年劣化に伴う故障のため、備品購入として予算を追加するものです。なお、特定財源でその他に医療設備整備の基金繰入金を充当しています。13万円です。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額5万円の増額。先ほど歳入で御説明をいたしました御寄附につき、医療設備等整備基金積立金に積み立てるものです。

国保診療所特別会計については以上です。

## ○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番。

○5番（今井美道君）

一般会計の歳入、9ページ、10ページでお伺いをしたいと思いますけれども、先日の常任委員会の折に雇用保険の未収金のお話がありました。

10ページのところに、過年度分の雇用保険料ということで26万4,000円、先日の資料でいいますと、4年度から今年6年まで含めて27万5,938円ということでしたけれども、この差額は令和6年度分だけという見込みでいいのでしょうか。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

26万4,000円の過年度分につきましてですけど、これは4年度と5年度分でございます、6年度分、4月の分がありますけれども、これにつきましては今年度で処理しますので、ここには上がってこない、その差額がこの前の27万幾らとの差額ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

先日のお話ですと、もともと雇用保険ですので、これは保険をかけて当人のサービスになるということですので、先日のお話の中で、もうこっちにいないからもらいにくいよというようなお話もあって、当人は調べて、できるだけことはやるよというお話があったので、ここは満額が入ってくるという見込みで満額が書いてあるというふうに理解をさせていただくんですが、あの後、その徴収の見込みはどうになりましたでしょうか。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

今の件ですが、27万5,000円の分につきましては全部徴収ができるということでございます。

それと、既に辞めてしまわれた職員につきましては、今朝ほどのミーティングでも説明させてもらったとおりでございますけれども、村外に行ってしまった方、いないということで、3万円ぐらいでございましたけれども、これにつきましては徴収をせずに行くというようなことで決めさせてもらいました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

すみません、ちょっと勘違いしておりました。その3万円のもらえない見込みの分はこの歳入に

上がってないということですので、いろいろな村がサービスを行って、村民の方にいろいろな分で御負担、徴収をしていただいて、翌年であっても税務の取立てというか、徴収の努力をしていただいたり、そういうことをいろいろしてもらっているんですけれども、雇用保険というのは当然サービスですので、その人が職を替わったときには、当然そのサービスを受けられるということですので、これについてはある程度の努力を、今こういうことで上げないというような御返答でしたけれども、最低おわびをつけて徴収をする努力というのはされるべきかと思っておりますけれども、もう一度御返答いただきたいと思っております。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

この件については、その金額については3万2,000円ほどというふうに承知しております。

それで、先般の奨学金のほうで、三役のほうで弁済的な意味で本俸を減給10%させていただくというときに、村長が10%を3か月、それから教育長が10%を3か月、それで私が10%を2か月と5%を1か月ということで、奨学金に見合う分で46万円に大体なりますけれども、その分を捻出させていただいて充てるというふうにしておりましてけれども、本日お出ししましたものについては、副村長の分につきましても10%を3か月に増やしまして、それでその3万2,000円を上回る給与カットをさせていただいて、その分で一応充てさせていただくような、村に被害を与えた分については弁済させていただくような格好を取っております。

それで、この件については、職員の事務の適正化という面では、特別職がそうした給料カットをもって今回のことを処理させていただくということを、職員の皆さんにも重々村長の方からも説明しておりますし、職員の担当者が併せて確認をする者も反省を多分しておってくれるものというふうに思っております、今後再発防止に向けた教育的な意味も含めて、そういった措置を取らせていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

実は、今の言われた職員のミスに対する処理として、実は前の全協の委員会の折にも何かすべきではないかとお願いした立場からすると、一定の戒めに当たる措置、それから大事な税金をいたずらに消費しないという措置については本当によくやっていたものとは思いますが、実はサービスを受けっ放しの人はまだ存在している。これは本来のサービスを受けてはいけない人が、余分なサービスを自分のお金を使わずして受けている。この人に、例えば今回みたいに特別職が立て替えたよと。だから、あなたは払わんでもいいよということが伝わっていないということではないかと思うんですけど、まず先にそれを確認したいんです。

要は、こういうことが起きていることすら、その3人の方は知らないのか。それをちょっとお聞

きしたいんですけれども。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

その件については伝わっておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

実は、これは一般の村民の徴収とか滞納とかいう問題と同じ、それから例の奨学金の返済の件はもう既に私たちは説明を受けております。どういうことかという、当の本人もそういうことが起きていることを把握し、その全額は確かに無理としても、少しでも気持ちの中で一定分は負担しますという返事をいただいた結果が例の奨学金の問題だったと思うんです。

今回の件は、仮に取れないという結論に達するにしても、取らないという結論と取れないという結論に大きな差があって、何かというと、サービスを受けた人が過剰なサービスを受けていたんだと。その処理を、実は一定の、要は特別職の人がその処理に当たってくれたおかげで、その人のところに負担が行かなかったんだと。せめてその通知だけでもすべきじゃないかと思うんです。そうでないと、一般の住民がいろんな負担を強いられたときに、事情があってそれを返せないときでも、その人は事情があって返せないということを行政側がいろんなやり方で何とかしてあげるよということをやっているわけなので、今回の件を当人の人たちが起きたことを知らないというのはちょっと問題じゃないかと思うんですけど、これについて今後もし改正する余地もあろうかと思えますけれども、お返事のほうをいただきたいと思います。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

当の御本人については過失もなく、故意もなく、当然悪意もなく、この件については過失はないわけなんですけれども、その件についてお伝えをして、本人から納めさせて、返させていただくということであれば、村のほうもそれをいただくことについてはやぶさかではございませんので、寄附なりなんなりで収納させていただくという方法もございますので、そういったことを検討させていただいて、できれば御案内ぐらいは出す方向で対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の教育費、26ページの最下段になります。

スクールバスの管理費のことなんですけれども、一応2台分、さびという話でしたけれども、1点お聞きしたいのは、補正で対応するという事になったということは、緊急性がある程度あるのかという判断をされたのか、本来は緊急性があるにもかかわらず、点検等をきちんと行っていないために、今頃になってさびが発覚したという意味になるのかということとをまずお答え願いたいと思います。

○議長（今井美和君）

教育課課長 渡辺泰司さん。

○教育課課長（渡辺泰司君）

これは、当初の予算要求のときには購入というような議論もあったんですけども、村の財源的な話の中で、その部分はちょっと我慢という話だったんですけども、それで何とかある程度の修繕料というのは若干でも予算はあったんですけども、その当初予算の後の段階で、管理の自動車屋さんのほうから、ちょっとこの部分はできるなら早めにやっておいたほうがいいよという指摘を受けましたので、そこで内容としてはバスの下部の塩害による、融雪剤ですね。塩害によるさびの部分がちょっと深刻な状況になってきていますよという御指摘がありましたので、今回ちょっと早めに手当てができたということで予算要求をさせていただいて、補正予算に計上させていただいたということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

逆に考えたら、これは我慢をして来年度に持っていけるけれど、実は実情を考えたらちょっとでも早いほうがいろんな意味においていいという判断をされたということだと思います。

実は、これはほかの車と違ってスクールバスですので、こういうものというのは前倒しで保安上とか、子供の危険性・安全性にも関わることもあり得るかと思いますので、できる限り年度をまたぎながら後づけで来ないように、なるべくもっと前倒しというつもりで質問を始めたんですけど、再度質問ですけど、実はこれは本来もっと前倒しじゃなくて、来年度に行くほうが後倒しで、それを前倒しということでやられたというような説明にも聞こえたんですけど、要は前倒しがこれだというような考え方でもよかったですか。

○議長（今井美和君）

教育課課長 渡辺泰司さん。

○教育課課長（渡辺泰司君）

前倒しということとはちょっと違うのかなと思うのは、当初は更新、買換えを計画していて、これは今2台のスクールバスの補正ですけども、2台とも13年目を迎えているので、老朽化、計画

の状況では更新の時期にはなっていたと思うんですけども、何とか村の財政の厳しい中で手当てをしながら長く乗り続けるというようなことを考えたという結果ですので、更新を前倒しとかいうことではなくて最低限の手当てで、長寿命化という言い方はちょっと違うかもしれませんが、できるだけ長く乗れるような対応を考えた補正になります。

○議長（今井美和君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番。

○5番（今井美道君）

一般会計の2款2項2目、14ページになりますが、先ほど総務課長の御説明の中で、賦課徴収費、委託料ということで42万4,000円、標準宅地鑑定業務委託料で、当初予算を調べてくればよかったですけれども、これが当初にあったものがどういうふうかなと思ったら、時点修正という言葉がちょっと書いてあるんですけど、この時点修正、ちょっと勉強不足でよく分からないので、この辺り、当初の計画と今進行中で変わったのか、その辺りもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

この部分の委託料の標準宅地鑑定業務であります。3年ごとの評価替えを行っております。今年度はその間の年になるわけなんです。間の土地も地価が暴落した可能性がある分は価格を下げてほしいという民間からの要望がバブル期にあって、要は3年間低いまま、本当は低くなっておるのに高い課税のまま取られるのかというような話があって、その間の年は時点修正をするということになっておるということで、県下ほとんどやっておるんですが、その時点修正が、東白川村は地点を少なく前まではやって、3年ごとに鑑定をしていただく人にほぼサービスのような形でやっておっていただいたわけなんです。詳しくお話しすると、その土地家屋調査士の方が亡くなって、普通に業務を頼もうとして白川町がやっておる業者の方とお話合いをした結果、正規の方法で、今までは3地点だったものを30地点というまともな形で、今年度から3年と3年の間の2年間は時点修正を行うということで、本来ちょっと先ほどの話と近いもので当初予算に上げられればよかったんですが、お亡くなりになられるとかいうタイミングがあって、それがうまくいかず、今回補正で上げさせていただきました。

なので、3年に1回は150万とか全地点の評価を行いますので、かかるわけですが、間の2年間につきましてはこのお金で下落率の修正を行っていくということです。

○議長（今井美和君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番。

○7番（樋口春市君）

一般会計の27ページ、10款4項1目の社会教育総務費の食糧費の追加でございますけれども、既に1回目が6月1日に作品作りが行われたということで、また7月、8月にも制作が予定されているということで、今回の補正で3回分の食糧費が全て賄えるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（今井美和君）

教育課課長 渡辺泰司さん。

○教育課課長（渡辺泰司君）

今、議員御指摘のとおり3回予定しておりまして、今ここに掲げている6万1,000円という金額につきましては、一応1回当たり20名分の予算を計上して、その3回分ということで、3回分の予算計上になっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美和君）

7番。

○7番（樋口春市君）

この「清流の国ぎふ」文化祭は、県が主催をされるものでありますので、この作品作りなどに対しての各市町村への何らかの支援というものはあるのかどうか、教えてください。

○議長（今井美和君）

教育課課長 渡辺泰司さん。

○教育課課長（渡辺泰司君）

議員御指摘のとおり、県の呼びかけによって県内全市町村が参加してオブジェを作るということでもあります。基本的な経費については、こちらで予算化している部分、こういったものの支援はありませんけれども、例えば人的な経費であったり、資材である経費であったりということで支援はありまして、前回実施したところでは、県のほうから4人来ていただいたのと、あと県のほうが手配した業者さんというか、制作をリードされる方が3人、またイベント会社が2人ということで、割と人的支援等、あと資材一式については県のほうから提供いただいて、それを使ってやるということで、今回これを計上しましたけれども、それ以外でこちらで準備の資材等も一切なくやれているという意味では、県からの支援もいただいているというふうに理解しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

すみません、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけど、3回分ということで1回目済んでいるということでしたよね。その分はこの中に含まれているもので、前回はどこかほかの予算を流用されたのか、もともと予定になかったのか、どういうことにされたのかなということを思いますが。

○議長（今井美和君）

教育課課長 渡辺泰司さん。

○教育課課長（渡辺泰司君）

取りあえず今の現時点では、教育の総務費のほう、こちら辺のほうで一般的な経費を上げさせていただいている部分から使わせていただいたというところがあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

議会が通っていないときにそれを使って、その後、今回でやっと通ったもので、それに使っていないよということになるので、実際にはその分が最終的には議会を通過していないもので、ちょっと微妙かなという気はするんですけど、以後気をつけていただきたいというふうに思いますが。

○議長（今井美和君）

教育課課長 渡辺泰司さん。

○教育課課長（渡辺泰司君）

議員の御指摘しっかり受け止めさせていただいて、事務的にはしっかりやっていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第37号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第37号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの3件は、原案のとおり可決されました。

## ◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

### ○議長（今井美和君）

日程第14、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江健二さん。

### ○議会運営委員長（安江健二君）

令和6年6月14日、東白川村議会議長 今井美和様。議会運営委員会委員長 安江健二。

閉会中の継続調査の申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申出します。

記1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. その他議会運営上必要と認められる事項。6. 議長の諮問事項に関する調査について。

以上でございます。よろしく申し上げます。

### ○議長（今井美和君）

お諮りします。委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定いたしました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

---

## ◎閉会の宣告

### ○議長（今井美和君）

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後 1 時 33 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員